

運営指導における 主な指導事項 訪問介護 編

埼玉県福祉監査課

訪問介護員等の員数

訪問介護員等が常勤換算方法で2.5人以上配置されていることが確認できませんでした。

この配置基準については、最小限の員数として定められたものです。

当該事例は人員配置基準を満たしませんので、すみやかに、人員配置基準を満たすよう措置を講じてください。

サービス提供責任者(1)

人員配置基準違反に該当する事例がありました。速やかに人員配置基準を満たすよう措置を講じてください。

具体的な事例

1. 常勤専従のサービス提供責任者が配置されていませんでした。
2. サービス提供責任者の配置人数が、事業所全体の必要数を満たしていませんでした。利用者40人又はその端数を増すごとに1人以上を配置してください。

サービス提供責任者(2)

具体的な事例

3. サービス提供責任者として配置する非常勤職員の勤務時間は、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上となるようにしてください。

管理者

1. 管理者が併設のサービス付き高齢者向け住宅の職員を兼務していました。管理者は専らその職務に従事する常勤であることが定められているため、速やかに兼務を解消してください。
2. 当該法人の役員である管理者の勤務実績が出勤簿やタイムカード等により管理されていないため、常勤であることが確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等により勤務状況を管理してください。

サービス提供の記録

1. サービスを提供した際には、利用者の心身の状況その他必要な事項をサービス提供記録等に記載してください。
2. サービス提供責任者はサービスが訪問介護計画に沿って実施されているか把握し、助言、指導等必要な管理を行ってください。
3. 通院等乗降介助について、サービスの提供開始時間及び終了時刻を記載してください。

訪問介護計画の作成(1)

1. サービス提供責任者は、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得てください。
2. 訪問介護計画を変更したときは、利用者から同意を得てください。
3. 居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供してください。（居宅サービス計画、訪問介護計画、実際のサービス提供の相違等）

訪問介護計画の作成(2)

4. 訪問介護計画について、サービスを提供する曜日及び時間を具体的に記載してください。
5. 訪問介護計画書には、担当する訪問介護員等の氏名を記載してください。
6. 提供するサービスの内容を変更する場合は、居宅サービス計画の見直しを依頼し、それに沿った訪問介護計画を作成のうえ、サービスの提供を行ってください。

勤務体制の確保等

1. 併設の住宅型有料老人ホームと兼務する訪問介護員の勤務状況が確認できませんでしたので、出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。
2. 法人の役員である管理者兼サービス提供責任者の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。
3. 訪問介護員等が併設の有料老人ホームの業務を行っていますが、有料老人ホーム職員としての業務時間は、当該訪問介護事業所としての勤務時間に含められません。事業所ごとの勤務実績を作成するなど、勤務時間を明確にしてください。

特定事業所加算(1)

1. 定期的な会議は、おおむね1月に1回以上開催し、会議の開催状況の概要を記録してください。
2. 会議には、グループ別に複数回開催するなどの対策を行い、全ての訪問介護員が参加してください。
3. 全ての訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、研修を実施してください。
4. サービス提供責任者は、担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報や留意事項（ADLや意欲、主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況、その他サービス提供に当たって必要な事項）を文書等（電磁的記録を含む。）の確実な方法（文書の手交、FAX、メール等）により伝達してください。

特定事業所加算(2)

5. サービス提供終了後、担当する訪問介護員等からサービス提供の状況について適宜報告を受け、文書等により記録し、次回の訪問介護員等へ文書等での確実な方法により伝達してください。
6. 全ての訪問介護員に対して、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施してください。
7. 緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を利用者に明示してください。
8. （特定事業所加算（I）について）要介護度が4・5等の重度要介護者等の割合を20%以上としてください。常勤のサービス提供責任者を2人以上配置してください。

緊急時訪問介護加算

1. 算定した利用者について、要請のあった時間や経緯、居宅介護事業所の介護支援専門員との連携等を記録してください。
2. 訪問介護員の訪問時に急変した利用者の対応のために延長して訪問介護を行った場合に算定していた事例がありました。
3. 緊急時訪問介護加算は、利用者又はその家族等からの要請に基づいて緊急に訪問した場合のみ算定してください。

初回加算

以下の事例は、算定要件を満たしません。

1. 訪問介護計画書を作成せずに初回加算を算定している事例がありました。
2. 初回加算を算定した利用者について、サービス提供責任者が初回、若しくは、初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した記録が確認できない事例がありました。

2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い

2人の訪問介護員等による訪問介護を行う利用者については、居宅サービス計画又は訪問介護計画にその理由（必要性）を記載してください。

早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱いについて、居宅サービス計画、訪問介護計画に記載されているサービス開始時刻が、加算の対象となる時間帯にない事例がありました。

当該事例は、算定要件を満たしません。

同一敷地内建物等における減算

事業所と同一建物の有料老人ホームに居住する利用者について、同一建物減算をせずに介護給付費を請求していました。

当該事例は同一建物減算の対象となります。